地域公共交通計画とは

国土交通省

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する**「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン**。

○ 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
- コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
- 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携

◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
- 公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
- ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上

◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
- MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上

◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
- 法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  ⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

＋

◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定**と**毎年度の評価・分析等**の**努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関

鉄軌道

路線バス

旅客船

コミュニティバス

デマンド交通

乗用タクシー

＋

自家用有償旅客運送

福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

12

大和高田市地域公共交通計画に関するスケジュール（予定）

業務項目			令和３年度										
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1)計画準備					●									
(2)地域公共交通に関する現状整理	①現況整理・将来動向把握					----	----							
	②公共交通サービスに関する現況整理					----	----							
	③上位・関連計画等の整理					----	----							
	④利用者意見・ニーズ調査	市民アンケート					----	----	----					
		ビックデータを用いた移動実態調査					----	----	----					
		きぼう号利用者アンケート調査					----	----	----					
(3)公共交通における課題と今後の方向性の整理									----	----				
(4)地域公共交通計画の基本方針、目標・数値指標の検討									----	----				
(5)目標達成に向けた施策の検討										----	----			
(6)地域公共交通計画（案）の作成												--		
(7)パブリックコメントの実施													----	
(8)地域公共交通会議の運営支援					●			●			●			●
(9)報告書作成														---